

(仮称)総社市こども計画(案)の策定について

令和6年5月27日(月) 第1回総社市子ども・子育て会議

(1) 計画の趣旨

●こども基本法の施行, 国のこども大綱の策定に伴う対応

令和5年4月1日に施行されたこども基本法第10条において, 市町村は国が策定するこども大綱と都道府県が策定する都道府県こども計画を勘案して, こども計画を策定するよう努力義務が課せられました。

また, 市町村こども計画は, 市町村こども・子育て支援事業計画など, 既存の各法令に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定できるとされています。

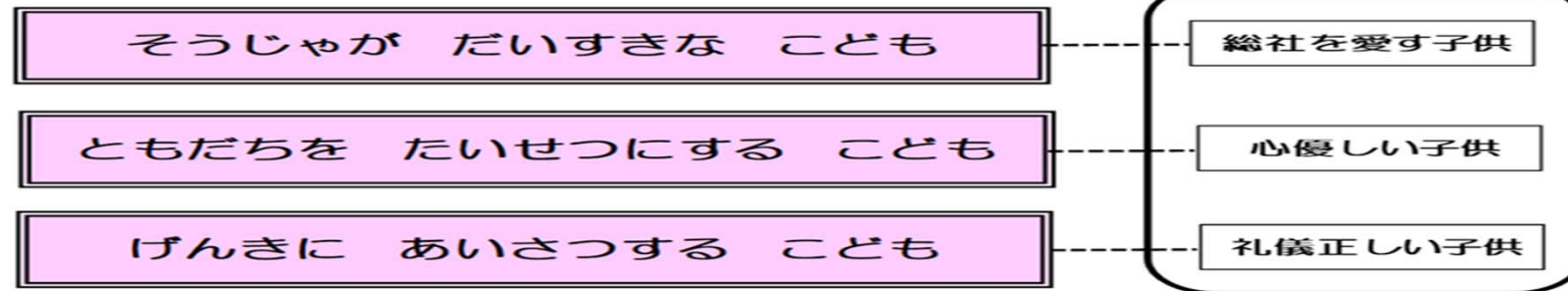
●第2期総社市子ども・子育て支援事業計画期間満了に伴う計画策定

今般, 「第2期総社市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えることから, この機会を捉えて, 令和7年度を始期とする総社市子ども・子育て支援事業計画を内包する「(仮称)総社市こども計画」(案)の策定に取り組むものです。(5か年計画)

(2) 現計画の内容

①現計画の基本理念と基本目標（第2期総社市子ども・子育て支援事業計画：R2～R6年度）

そうじゃこども大綱（計画の基本理念）



計画の基本目標

- 基本目標1 就学前の教育・保育の提供体制を充実させる
- 基本目標2 地域における子ども・子育て支援を充実させる
- 基本目標3 困難を抱える子ども・家庭を支援する
- 基本目標4 子どもと保護者の健康支援を充実させる
- 基本目標5 ワーク・ライフ・バランスを推進する
- 基本目標6 次代を担う子どもの生きる力を育む

(2) 現計画の内容

②現計画の体系

第2期子ども・子育て支援事業計画について

- ・計画期間 :令和2年度～令和6年度
- ・以下の目標と施策で構成

基本目標1 就学前の教育・保育の提供体制を充実させる

- (1) 保育所、幼稚園、認定こども園の充実 (No.1～No.7)
- (2) 地域型保育事業の提供体制の整備 (No.8)
- (3) 就学前の教育・保育の一体的な提供体制の確保 (No.9～No.11)

基本目標2 地域における子ども・子育て支援を充実させる

- (1) 放課後における児童の居場所の充実 (No.12～No.15)
- (2) 多様な保育事業の充実 (No.16～No.21)
- (3) 親の子育て力の向上 (No.22～No.28)
- (4) 地域との連携による子ども・子育て支援の充実 (No.29～No.38)
- (5) 子育て支援のネットワークづくりの推進 (No.39～No.50)
- (6) 子どもの安全安心の確保 (No.51～No.59)

基本目標3 困難を抱える子ども・家庭を支援する

- (1) 経済的支援の充実 (No.60)
- (2) 「児童虐待ゼロ」に向けた体制の整備 (No.61～No.68)
- (3) 不登校の子どもへの支援の充実 (No.69～No.74)
- (4) 障がいのある子どもへの支援の充実 (No.75～No.91)
- (5) ひとり親家庭等への支援の充実 (No.92～No.100)
- (6) 子どもの貧困対策の推進 (No.101～No.105)
- (7) 外国籍の子どもへの支援の充実 (No.106～No.107)
- (8) 相談体制の充実 (No.108～No.114)

基本目標4 子どもと保護者の健康支援を充実させる

- (1) 子どもと母親の健康づくりの推進 (No.115～No.133)
- (2) 子どもの医療費の助成と適正受診の推進 (No.134～No.136)
- (3) 妊娠・出産期・産後の育児不安解消のための取組の推進 (No.137～No.143)
- (4) 食育の推進 (No.144～No.149)

基本目標5 ワーク・ライフ・バランスを推進する

- (1) 子育て支援の職場環境づくりの促進 (No.150～No.151)
- (2) 家庭における男女共同参画の推進 (No.152～No.156)

基本目標6 次代を担う子どもの生きる力を育む

- (1) 子どもの生きる力の育成 (No.157～No.168)
- (2) 若い世代からの親育ちの支援 (No.169～No.171)
- (3) 思春期保健指導の充実 (No.172～No.176)

(3) 新計画の内容

① 国 こども大綱について

国 こども大綱

根拠: 子ども基本法 (R5年4月施行)。今後5年程度の子ども政策の基本的な方針・重要事項を定めるもので、既存の3大綱(※)を一元化

※「少子化社会対策大綱」, 「子供・若者育成支援推進大綱」, 「子どもの貧困対策に関する大綱」

目的: 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現

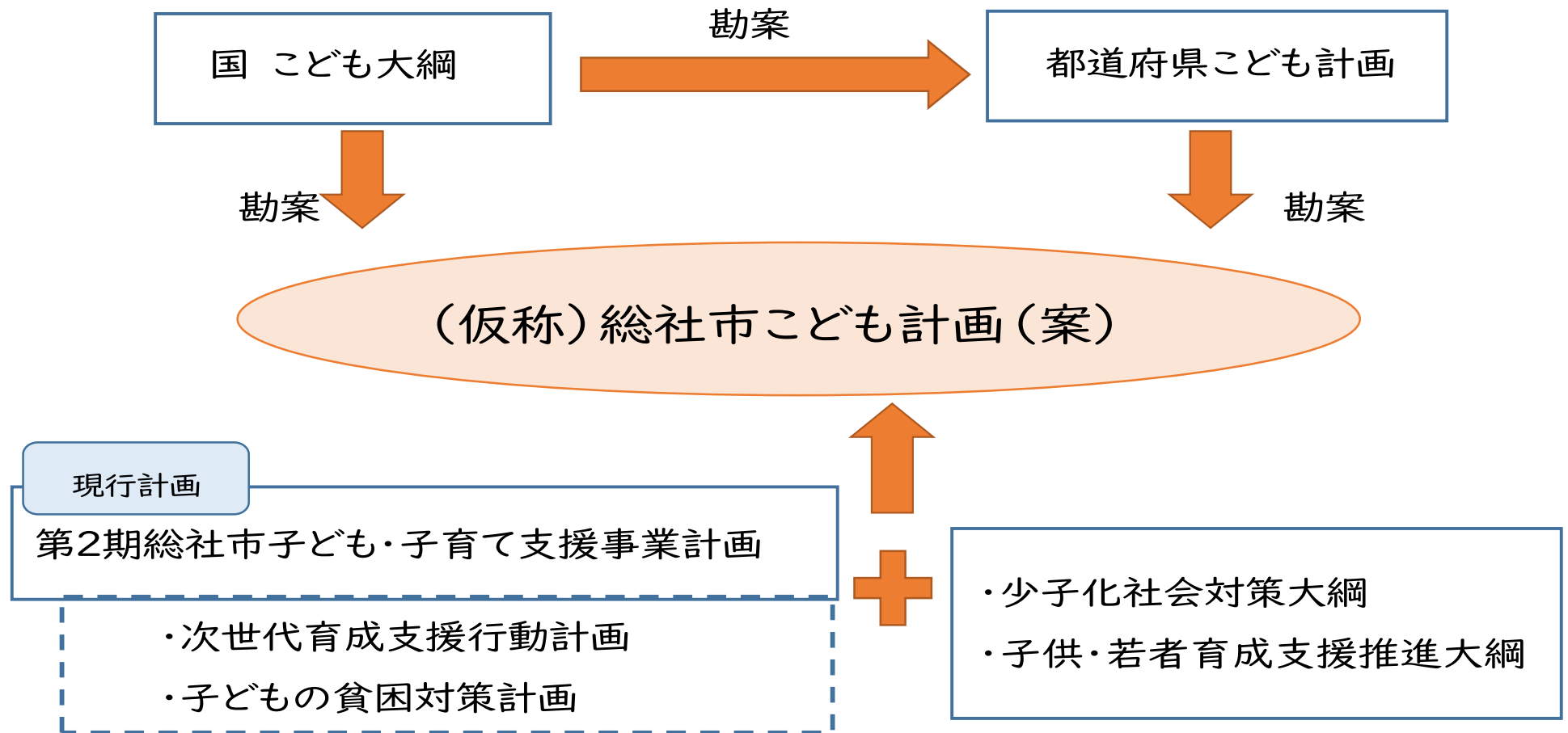
基本的な方針: こども基本法, こどもの権利条約等の理念を6つの柱に整理

- ① こども・若者は権利の主体 , 今とこれからの最善の利益を図る
- ② こども・若者, 子育て当時者とともに進めていく
- ③ ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援
- ④ 良好な成育環境を確保, 貧困と格差の解消
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定, 若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望の実現
- ⑥ 施策の総合性の確保

施策推進の必要事項: こども・若者の社会参画・意見反映, 自治体こども計画の策定促進 等

(3) 新計画の内容

② 新計画と各計画の相関図



(4) 新計画の名称

(1) 名称「総社市こども計画」

令和7年度からの本市における新計画(5か年計画)は, 現行計画に「国こども大綱」, 岡山県が策定予定のこども計画の中で, 本市の実情に沿った内容などを勘案して策定することから, 現計画の基幹計画である, 「第2期総社市子ども・子育て支援事業計画」に, 少子化社会対策, 子供・若者育成支援対策を加えて, こども施策を一体化した計画とするため, 新計画の名称を「総社市こども計画」としていきます。

(5) 策定スケジュール(案)

総社市こども計画

- 令和6年5月27日 ◆令和6年度 第1回総社市子ども・子育て会議
・計画策定の趣旨・内容等説明と、策定のためのニーズ調査等実態把握及び策定スケジュール(案)の提示
- 令和6年5月下旬～ ニーズ調査, こどもの意見聴取, 子育て支援団体等へのヒアリング調査の実施
- 令和6年9月下旬 ◆令和6年度 第2回総社市子ども・子育て会議
・第二期計画の進捗状況, ニーズ調査及びヒアリング調査等結果報告
・計画の概要案や体系(骨子)(案)の提示
- 令和6年12月～1月 ◆令和6年度 第3回総社市子ども・子育て会議
・計画(素案)提出
- 令和7年1月 パブリックコメントの実施
- 令和7年3月上旬 ◆令和6年度 第4回総社市子ども・子育て会議
・計画(最終案)提出
- 令和7年3月下旬 計画策定・公表

(6) ニーズ調査・実態把握(案)

○ 子ども・子育て支援について

(子育ての状況, 幼児教育・保育・地域の子育て支援事業の利用希望, 子どもの貧困等生活実態等)

未就学児童1,000人, 小学生就学児童1,000人の保護者あてアンケート調査
(郵送)

○ 子ども・若者の意見から計画に反映させるために, 意見聴取等を行う予定

○ こども及びこどもの養育者の実態について, 各種子育て支援団体等からヒアリング調査

○ 少子化社会対策, 子供・若者育成支援対策について, 岡山県が令和5年9月に実施した, 「結婚, 出産, 子育てに関する県民意識調査」を分析調査